

## 外貨預金規定への暴力団排除条項の導入について

弊行では、暴力団・暴力団員をはじめとする反社会的勢力(注1)との関係遮断のための取組み推進を行っており、平成23年1月17日(月)より普通預金規定等を改定し「暴力団排除条項」を導入しております。

これに加えて平成23年10月3日(月)からは、「外貨普通預金規定」・「外貨定期預金規定」を改定し、「暴力団排除条項」を盛り込むとともに、口座開設をお申し込みいただく際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないことを表明・確約(注2)していただきます。

### (注1) 反社会的勢力

1. お客さまが、次のいずれかに該当する場合、または該当したことが判明した場合
  - A.暴力団
  - B.暴力団員
  - C.暴力団準構成員
  - D.暴力団関係企業
  - E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - F.その他前各号に準ずる者
2. お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
  - A.暴力的な要求行為
  - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E.その他前各号に準ずる行為

### (注2) 反社会的勢力でないことの表明・確約

お客さまが、外貨預金をお申し込みの際に、上記「(注1)1.、2.」に現在および将来にわたっても該当しないことを表明し、確約いただきます。また、表明・確約いただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

これにより、外貨預金の取引を開始するに際して、上記「(注1)1.、2.」に該当する場合には、取引の開始をお断りさせていただきます。

取引開始後に申込時の申告が虚偽であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引の利用を停止し、またはお客さまに通知することにより解約させていただくこととなります。

また、改正後の規定につきましては、既にお取引をいただいているお客さまに対しても適用となります。

弊行では、平成19年6月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」などの趣旨を踏まえ、金融機関として、反社会的勢力との関係遮断・排除という社会的要請への取組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまにおかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただくとともに、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上